

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、特記仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする修繕の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は契約書記載の修繕業務（以下「業務」という。）を契約書記載の修繕請負の期間（以下「請負期間」という。）内に完成し、この契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は受注者に対し契約書記載の請負代金額（以下「請負代金額」という。）を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(指示等、届出及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）並びに届出は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(個人情報の保護)

第3条 受注者は、この契約に関し知り得た個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を第三者に漏えいし、又は開示し、若しくは提供してはならない。

2 受注者は、この契約の終了後、個人情報を使用してはならず、かつ、第三者に漏えいし、又は開示し、若しくは提供してはならない。

3 受注者は、この契約に関する業務の目的の範囲内において個人情報を取り扱うものとし、この契約に関する業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

4 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承諾がない限り、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に個人情報の取扱いに係る業務の再委託又は下請をさせてはならない。

5 受注者は、第三者に個人情報の取扱いに係る業務の再委託をし、又は下請をさせる場合は、当該再委託先又は下請先（以下「再委託等先」という。）との間の当該再委託又は下請に係る契約書又はこれに準じる書面に、個人情報の保護に関して受注者が負う義務と同等以上の義務を負わせる規定をするものとし、かつ、再委託等先による個人情報の取扱いに關し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

6 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合を除き、個人情報を複写し、又は複製してはならない。

7 受注者は、前項の発注者の承諾を得て、個人情報の複写又は複製をしたときは、当該複写又は複製についての記録を作成し保管しなければならず、かつ、発注者が請求したときは、当該記録を発注者に提出しなければならない。

8 受注者は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項に規定する安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

9 受注者は、個人情報の取扱いを開始したときは、直ちに、個人情報の管理体制その他の前項の措置を実施し、発注者に対し、その実施状況を書面により通知するものとする。これを変更した場合も、同様とする。

10 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、棄損その他の個人情報の管理の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合（当該支障が生じるおそれがあると発注者が認めることにつき相当の理由がある場合を含む。）は、直ちにその状況を発注者に報告し、発注者の指示を受け、これに従わなければならない。

11 受注者は、発注者に対し、この契約の終了後10日以内に、個人情報に係る書面、電磁的記録等一切のものを返還しなければならない。ただし、受注者は、返還が不可能なものがあるときは、発注者の指示に従い、当該個人情報の消去又は破棄を行い、かつ、発注者が求めた場合は、当該消去又は廃棄をした旨の確約書を発注者に提出するものとする。

12 受注者は、発注者に対し、前各項に定める内容の遵守状況について、発注者が指定する方法及び時

期に従い、報告するものとする。

- 1 3 発注者は、受注者に対し、個人情報の取扱状況に関し、いつでも発注者が指示する方法により報告を求めて監査することができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。
- 1 4 発注者は、受注者による個人情報の取扱状況に関し、発注者が指定する職員又は専門家その他の者に、受注者の事業所に立ち入らせて監査することができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。
- 1 5 発注者は、受注者の個人情報の取扱状況が不適切であると認めるときは、受注者に対して必要な指示をすることができるものとし、受注者は、これに従わなければならない。
- 1 6 受注者が再委託等先に個人情報の取扱いに係る業務の再委託をし、又は下請をさせた場合においては、発注者は、当該再委託等先に対して第13項及び第14項に規定する監査をすることができるものとし、受注者は、再委託等先がこれに協力するよう措置するものとする。
- 1 7 受注者が再委託等先に個人情報の取扱いに係る業務の再委託をし、又は下請をさせた場合において、再委託等先の個人情報の取扱状況が不適切と認めるときは、再委託等先に対して必要な指示をすることができるものとし、受注者は、再委託等先がこれに協力するよう措置するものとする。
- 1 8 前各項に定める事項に受注者又は再委託等先が違反した場合は、発注者は、この契約を催告なしに解除することができる。
- 1 9 前各項に定める事項に受注者又は再委託等先が違反した場合は、受注者は、発注者及び第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 0 前項に規定する場合は、受注者は、前項の規定による賠償を行うほか、設計図書において別に定める場合を除き、発注者に対して違約罰として請負代金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

(業務工程表等の提出)

- 第4条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務工程表及び請負代金内訳書を作成し発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項に規定する業務工程表（以下「業務工程表」という。）を受領した日から7日以内に受注者に対してその修正を請求することができる。
  - 3 この契約書の他の条項の規定により請負期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
  - 4 業務工程表及び請負代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- (一括委任又は一括下請負の制限)
- 6 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
  - 4 受注者は、前項の規定により承諾を受けた業務につき請負者又は下請負人を決定したときは、当該業務の着手前に発注者に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

- 第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、施工方法等を指定した場合において設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(担当職員)

第8条 発注者は、この契約に係る担当職員（以下「担当職員」という。）を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 発注者が担当職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務担当者)

第9条 受注者は、業務の管理を行う担当者（以下「業務担当者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務担当者を変更したときも、同様とする。

2 業務担当者は、この契約の履行に關し業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の支払の請求及び受領、次条第1項に規定する請求の受領、同条第2項に規定する決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者的一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務担当者に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務担当者等に係る措置請求)

第10条 発注者は、業務担当者又は受注者の使用人若しくは第6条第3項の規定により受注者から業務の一部を委任され、若しくは請け負った者がこの契約の履行につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行状況の調査等)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者のこの契約の履行状況を調査し、又は受注者に対し報告若しくは資料の提供を求めることができる。

2 受注者は、前項の規定により発注者が行う調査又は発注者が求める報告若しくは資料の提供を拒んではならない。

(設計図書等と契約履行内容が一致しない場合の修補義務)

第12条 受注者は、この契約の履行の内容が設計図書、発注者の指示又は発注者と受注者との間の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき（受注者が発注者の指示又は発注者が提供した材料が不適当であることを知りながら告げなかつたときを除く。）は、発注者は、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第13条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、特記仕様書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤りや脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件とが相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があると

きは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更等)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第15条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと発注者が認めるときは、発注者は業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による請負期間の延長)

第16条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により請負期間内に業務及び成果物の引渡しを完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に請負期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、請負期間を延長しなければならない。発注者は、その請負期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による請負期間の短縮等)

第17条 発注者は、特別の理由により請負期間を短縮する必要があるときは、請負期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(請負期間の変更方法)

第18条 請負期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定めて受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負期間の変更理由が生じた日(第16条の場合にあっては発注者が請負期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が請負期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第19条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担

する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置)

第20条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、その執った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認める部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第21条 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項に規定する損害を除く。）については、受注者が負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第23条 発注者は、第7条、第12条から第17条まで、第20条又は第21条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定めて受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定めて受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定めて発注者に通知することができる。

(完了報告及び検査等)

第24条 受注者は、業務を完了したときはその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査（以下この条において「検査」という。）を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、特に必要があると認めるときは、成果物の一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

3 前項の場合において、検査又は復元に要する費用は、受注者が負担するものとする。

4 発注者は、第2項の規定による検査によって業務の完了を確認した後受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならぬ。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(請負代金の請求及び支払)

第25条 受注者は、前条第2項（前条第6項後段の規定により適用される場合を含む。以下本条において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡し及び部分払)

第26条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下本条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第24条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第5項及び前条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替え、これらの規定を準用する。

2 前項において準用する前条第1項の規定により、受注者は、部分引渡しに係る請負代金として、指定部分に相応する請負代金の10分の9以内の金額の部分払を請求することができる。ただし、性質上分割計算のできるものにあっては、既済部分に対してその金額を請求することができる。

3 第1項においては、前2条の規定を準用する。ただし、これらに基づく部分払の請求は、請負期間中設計図書に定める支払回数から1を減じた回数を超えることができない。

(第三者による代理受領)

第27条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記があり、委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第25条第2項（前条第1項及び同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(請負代金の不払に対する受注者の業務中止)

第28条 受注者は、発注者が第26条第1項又は同条第3項において準用する第25条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第29条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をし

た目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第30条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第3条第18項、次条、第32条又は第41条第1項の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。  
(2) 請負期間内に業務が完了しないとき又は請負期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかないと認められるとき。  
(3) 第9条第1項に掲げる業務担当者を配置しなかったとき。  
(4) 正当な理由なく、第29条第1項の履行の追完がなされないとき。  
(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。  
(2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。  
(3) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。  
(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。  
(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。  
(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。  
(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金額債権を譲渡したとき。  
(8) 第34条又は第35条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。  
(9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品修繕請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第33条 第31条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第34条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時ににおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。  
（受注者の催告によらない解除権）

第35条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により設計図書又は業務に関する発注者の指示を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条の規定による業務の中止期間が請負期間の10分の5（請負期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第36条 第34条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第37条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第26条に規定する部分引渡し等に係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第26条の規定により部分引渡しを受けている場合には当該引渡し部分を除く。以下この条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金（以下本条において「既履行部分請負代金」という。）を請求を受けた日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

3 前項の既履行部分請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定めて受注者に通知する。

（発注者の損害賠償請求等）

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 請負期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) 成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第31条又は第32条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第31条又は第32条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から第26条の規定により既に部分払がされた額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日（仮契約にあっては、仮契約締結の日）における法定利率（民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率をいう。以下同じ。）で計算した額（その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額、その額が100円未満であるときはその全額を切り捨てた額）とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第39条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第34条又は第35条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第25条第2項（第26条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日（仮契約にあっては、仮契約締結の日）における遅延利息率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。）で計算した額（その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額、その額が100円未満であるときはその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第40条 発注者は、引き渡された成果物に關し、第24条第4項又は第5項（第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間について適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（談合等不正行為に係る発注者の催告によらない解除権）

第41条 発注者は、受注者がこの契約に關して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。

（1）この契約に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴

金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものと/or、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 第37条及び第38条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

（談合等不正行為に係る損害賠償額の予定）

第42条 受注者は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額に請負代金額の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、契約締結の日（仮契約にあっては、仮契約締結の日）における法定利率で計算した額（その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額、その額が100円未満であるときはその全額を切り捨てた額）の利息を付して、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項各号に該当する当該独占禁止法違反の行為が、同法第2条第9項及び不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（不当要求等）

第43条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。
- (2) 業務を行うために受注者が使用している下請負人（以下この号において「下請負人」という。）が暴力団等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、速やかに受注者にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

（紛争の解決）

第44条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。

（専属的合意管轄裁判所）

第45条 発注者及び受注者は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、千葉地方裁判所松戸支部を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。ただし、訴額が140万円以下の場合にあっては、松戸簡易裁判所とする。

(疑義の決定等)

第46条 この約款の解釈について疑義を生じたとき又はこの約款に定めのない事項については、柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）を遵守するほか、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。